

情報通信審議会 情報通信政策部会

通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第4回）議事録

1 日 時 平成20年5月13日（火）18:00～19:40

2 場 所 第1特別会議室（総務省8階）

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

長谷部 恭男（主査）、村井 純（主査代理）、伊東 晋、大谷 和子、清原 慶子、
長田 三紀、根岸 哲、村上 輝康、安藤 真、岡田 仁志、木村 忠正、國領 二郎、
中村 伊知哉、藤沢 久美、舟田 正之、山本 隆司

(2) 総務省

鈴木総務審議官、小笠原情報通信政策局長、寺崎総合通信基盤局長、中田政策統括官、
桜井官房総括審議官、河内官房審議官、松井官房審議官、武内電気通信事業部長、
田中電波部長、鈴木総合政策課長、内藤通信・放送法制企画室長

4 議題、調査・検討の内容等

(1) 開会

【長谷部主査】 それでは、定刻になりましたので、ただいまから情報通信審議会情報通信政策部会「通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会」第4回会合を開催させていただきます。

本日は、皆様ご多用のところご出席くださりまして、まことにありがとうございます。

本日は、菅谷委員、そして濱田委員は、ご所用のため欠席とのご連絡を受けております。

それでは、早速、議事の進行に入りたいと存じますので、報道関係の方はご退室をお願いできればと思います。

本日は、前回に引き続きまして、新たな法体系に関する論点等について、これを議題とさせていただきます。

まず、事務局から、本日の資料の確認をお願いいたします。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

本日、資料は全部で6点ございます。

資料1でございます。前回、4月15日に開催されました第3回会合の議事概要でございます。

A4縦の1枚物でございます。

資料2でございますが、「情報通信法（仮称）に関する論点」ということございまして、A4

縦両面で4枚物、最後が7ページになっている資料でございます。

資料3でございます。「サーバー型サービスと放送との関係」という、A4横1枚物の資料でございます。

資料4でございますが、「情報通信法制に関する経済効果（試算）」ということで、A4横両面で5枚物の資料でございます。最後は9ページになっているかと存じます。

5点目以降は参考資料でございます。参考資料1ですが、「情報通信法（仮称）のイメージ」というA4縦両面の2枚物、最後3ページになっている資料です。

最後が参考資料2といたしまして、「研究会報告書のポイント」というA4横両面の4枚物、最後が7ページになっている資料です。

以上6点でございます。

以上でございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

資料の過不足はございませんでしょうか。

それでは、まず資料の内容につきまして事務局からご説明をいただきまして、次に、前回会合に引き続いて、新たな法体系に関する論点につきまして議論を行ってまいりたいと存じます。

それでは、事務局より資料の内容につきまして、ご説明をお願いします。

(2) 新たな法体系に関する論点等について

【内藤法制企画室長】 それでは、順番に資料2、3、4という形でご説明をいたします。

まず、資料2をお手元にご用意ください。こちらの資料でございますが、前回もご用意いたしました情報通信法に関する論点が黒字で書いてあるものでございまして、これに前回会合で出されたご意見等を、青字、下線つきという形で、該当の部分に挿入しているものでございます。

恐縮ですが、主な意見をちょっと駆け足でご紹介させていただこうと思っております。ちなみに、白丸が付してあるのがご意見、四角を塗りつぶしてあるものが提案と受けとめてございます。

1ページ目、総則の部分で法律の目的という論点につきまして、上から順に、公正な競争、イノベーションの推進、3つ目は技術革新、国際化、あるいは国民利用者の立場、最後に表現の自由の確保、こういったようなことを目的に反映させるべきだと、そういうキーワードの提示をいただいております。

2ページをお開きください。第二編、伝送設備でございますが、情報通信に直接関係のない設備についても、電波ということで制度の再編の中で考慮すべきというご意見をいただいております。それから、情報の自由な流通とは違った要素がある部分も含めて全部一本化、あるいは統合するのは難しい。法律の趣旨、目的と深く関係する部分について統合を図るのが現実的ではないかというご意見。それから、情報通信に関する部分だけ電波法、あるいは有線電気通信法から切り出すことが何か問題を生じないか検討すべきというような意見をいただいております。それから、新しい論点ということで、技術基準につきまして、その在り方を検討すべきというご提案がなされているということでございます。

3 ページをお開きください。引き続き上から電波の関係でございますが、電波の有効利用を促進する観点から、一時的に周波数を利用しない部分が出た場合に、これをほかに活用できるような方策を認めるべきではないかというご意見。それから、新しいサービスに対応して、柔軟な仕組みを整備すべきというようなご意見がございました。また、通信と放送で異なる無線局免許の外資規制をどう扱うか、という論点も提案されているところでございます。

次に、伝送サービスに関する記述部分でございます。ケーブルテレビについて、ポジティブな事業展開ができるような制度にすべきというようなご意見。それから、ケーブルテレビ、あるいは放送用の衛星については特有の事情、特殊な事情があるので、設備規律といったものも検討すべきではないかというご意見。3 目でございますが、放送に関する伝送サービス規律については、放送に特殊な事情を考慮すべきではないかというご意見。伝送サービスに関する技術基準については、違う技術を用いたサービスの間でも、イコールフットイングが図れるようにすべきといったご意見がございました。それから、伝送サービス規律について、事業規制とするかどうかも検討すべきというような論点も提案されているところでございます。

4 ページをお開きください。こちらは新しい論点という整理にしてございますけれども、無線の放送について、電気通信役務利用放送法というスキームを前提として考えた場合に、事業者をどのように決めるかなど、これまでの規制をどう実行上担保していくのか検討すべきという論点。それから、放送の同時再送信については伝送サービスと整理できるのではないかと。仮にそうした場合、現行の電気通信事業法と同じ枠組みに整理できるか検討すべきではないか。こういったコメントもいただいているところでございます。

紛争処理委員会の関係でもご意見をいただいております。事業者間の紛争解決をどういう思想でやるのか検討が必要ではないかというご意見。事業者間の紛争については、両者の表現の自由を調整すべきではないかというご意見。ケーブルテレビの再送信同意についても紛争処理の対象とすべきというご意見。これまでのものに加えて、レイヤー間の紛争も対象に加えるべきというご意見。それから、レイヤー間紛争を対象とするのであれば、規定の場所も別のところにすべきではないかというご意見。利用者保護もやるべきではないかといったご意見がございました。

5 ページでございます。ここからメディアサービスに関するご意見でございます。メディアサービスを定義するに当たって、リニア／ノンリニア、プッシュ型／プル型といった観点も議論すべきというご意見。それから、放送には輻輳概念がそもそもないわけですがけれども、IP（インターネットプロトコル）を用いて放送を再送信する場合など、輻輳が発生し得るサービスの位置づけについて検討すべきというご意見がございました。

下のほうへ参りまして、メディアサービスに具体的にどういった規律を適用するのか。その内容は、一般メディアサービスについては番組審議会という規律ではなくて、苦情処理というような第三者機関にゆだねてもいいのではないかというご意見。

6 ページへ移りまして、番組準則の政治的公平性についても議論すべきというご意見が寄せられております。

次に、オープンメディアコンテンツでございますが、その規律については表現の自由を守ると

いう趣旨で抑制的であるべき。それから、自律的な秩序形成を期待する側面を持たせるべき。表現の自由、それから情報アクセスの自由の両面への配慮が重要である。コンテンツに行政が直接関与する規制には反対。どちらかという、内容への直接的な規制にはネガティブなご意見が多く寄せられてございます。

最後、7ページ、プラットフォームでございませう。プラットフォームについては、レイヤーとして重要な位置づけにあり、十分に議論を行うべきというご意見がございませう。前回は、コンテンツ、プラットフォームの議論の途中で時間になっているという状況でございませう。

以上、論点のご紹介でございませう。

恐縮ですが、資料3をご用意ください。これは、前回の議論の際に宿題になっていた事項でございませう。サーバー型サービスと放送の関係ということでございませうして、制度上の関係につきましては、一番下にちょっと書いてございませうますが、デジタル化の進展と放送政策に関する調査研究会というところで、一応の整理がなされてございませう。

2のところでございますが、サーバー型サービスについては2つ目のパラグラフに移っておりますが、現在の放送の実態と比較すると、放送を、視聴と同時に録画する場合、録画した後で視聴する場合と同様であり、現在の放送と異なった扱いをする理由はないと考えられるということでございませう。

一つパラグラフを飛ばします。「ただし……」というところですが、今後、サーバー型サービスが普及し、具体的な視聴形態が明らかになった段階で、蓄積型については視聴者の同時視聴を予定していないこと、それから放送、通信または蓄積媒体のいずれによって与えられるかを問わず、メタデータが放送番組の視聴に活用される場合には、サーバー型サービスは従来の放送以上に視聴者にインパクトを与える可能性があること、等の特性を十分に踏まえ、より適切な放送規律を設けることについて検討することが必要と考えられる。

くどくどと申し上げましたが、簡単に申し上げますと、現行制度を前提とすると一応の整理は放送と位置づけるべきであろうということのようでございます。ただ、「なお……」以下ですが、放送は公衆が直接受信した上で、同時に視聴するか、異時に視聴するかを問わない。要は、視聴者が見るタイミングは問わないと解すべきであるが、これを法文上明確にするかどうかについては将来的な課題としてさらに検討することが適当である、という形にしているということでございませう。

ちょっと駆け足になって恐縮でございますが、資料4をご用意ください。情報通信法制に関する経済効果（試算）とございませう。これは、実は以前に一部の委員から、あくまで非公式ベースですが、具体的に何か効果が示せないかというご意見、ご指摘をいただいてございませうました。それを踏まえて、ひとまず試みでつくってみたということでございませう。注のところを書いてございませうますが、数値の推計には三菱総合研究所にもご協力をいただいてございませう。

1ページをお開きください。情報通信産業の水平統合進展と情報通信法制導入のインパクトとございませう。法制を水平レベルで導入することによりまして、水平レベルでの通信・放送の融合・連携を加速し、少なくとも3つの波及効果が顕在化すると考えてございませう。少なくともというの

は、とりあえず役人の発想で思いつく限り3つということをごさいます、独創的な、もっと新しい事業、新サービスは当然創出されてくると思ひますが、当然そういったものはカウントされてないということをごさいます。

3つの波及効果、具体的に申し上げますと、赤字で書いてごさいます、映像コンテンツのマルチユースの拡大、それから造語ですが、放送ECの拡大、右下、3番目でごさいます、端末の機能融合の進展、こういったところからある程度効果は出せるのではないかとごさいます。

2ページをご覧いただくと、結論だけを先に書いてごさいます、このような法制を導入した場合、約10年後、2020年の情報通信の主要部門の市場規模は29.6兆円に拡大するのではないかと。マーケットの規模を、現行法制を維持するよりは約10%、金額にして3兆円ほど押し上げるのではないかとごさいます。具体的には3ページ以降でご説明いたします。

3ページをお開きください。効果の1つ目でごさいます、映像コンテンツのマルチユースによるコンテンツ市場の拡大ということをごさいます。数字的には、ここにありますように、現行法制を維持するよりは1.6兆円ほど押し上げるのではないかとごさいます。

理由と申しますか背景については、恐縮ですが、4ページをご覧いただければと思ひます。説明を簡素化して申しわけないのですが、現状ではやはりコンテンツ市場は、メディアあるいはネットワークというもので、縦割りにかなり細分されてごさいます。特に映像系のコンテンツというのは、コンテンツフォルダーが区分されたそれぞれのメディア、放送局等が主に所有しているということもごさいます、メディア間でコンテンツを融通するというのがなかなかうまくいってないという側面がごさいます。今回、レイヤー型法制に移行することによりまして、コンテンツの事業者、例えば、今の放送局のような方がメディアサービス事業者ということで、ネットワークなりメディアを自由に選択して、コンテンツを自在に流通させることによりまして、映像系コンテンツを中心にマルチユース化が進む、マルチユース化の比率も高まるであろうということで、IPTVサービス等々のインターネット配信、あるいはモバイルへの配信が急速に進展するのではないかとごさいます。

5ページをお開きください。具体的効果の2つ目でごさいます。放送EC（仮称）による放送市場の拡大ということで、5ページは数値だけ載せてごさいます。数値としては、新しい法制導入により放送EC市場というものが創出されまして、2020年ベースで2.3兆円に拡大するのではないかとごさいます。

背景としては、6ページでごさいます。前のページの青い部分でご覧いただけるかと思ひのですが、基本的に放送の広告料収入は多めに見積もってもやはり頭打ち、おそらく右肩下がりになるであろうと思ひます。実際、日本の広告費を足し合わせましても、この10年近く6兆円ぐらいでほぼ変化がないということをごさいます。ただ、実際に通信・放送の融合・連携をうまく活用すれば、放送局サイドとしても、視聴者の購買行動ですとか履歴が捕捉可能になる。そこに、新しい市場、ブルーオーシャンみたいなものが見つけられるのではないかとごさいます。

ざいます。

ここで言う新しい市場というのは、具体的に申しますと、いわゆる企業の販売促進費といったものでございます。これは一般的には広告宣伝費の2倍近くあると言われておりまして、今後の新しい収入、放送局の放送ビジネスの新しい収入ということで、視聴者の購買行動ですとか履歴に基づいて、アフィリエイト、あるいはリベートといった、販売促進費を取り込むビジネスモデルが出現することを見込んでいるということでございます。

7ページをお開きください。効果の3つ目でございます。中身はいろいろございますが、一言で申し上げますと、端末の高機能化、あるいは高付加価値化によるハード市場拡大というものでございまして、幾つか書いてございます。例えば、据置き型のパソコンなりテレビといった端末であれば、やはり規制を緩和することによりましてネット機能の強化も容易になるだろう。こういったことによって1台当たりの付加価値が上がるのではないかとということで、当然、端末価格は下がってくるわけでございますが、数量は変わらなくても付加価値化で、端末価格の定価カーブを相当なだらかにできるのではないかと見込んでいるわけでございます。

ちなみに、8ページがハードディスクレコーダーの場合でございます。こちらは、自動ダウンロードサービスによる高付加価値化が見込めるのではないかとということ。

それから、9ページでございますが、こちらは移動用端末、携帯電話市場でございますが、AV機能のほか無線機能の強化という高付加価値化で、市場は一定程度の規模を確保できるのではないかと。

こういうものをすべて足し合わせまして、2ページでご紹介したように、少なくとも3兆円程度の市場の押し上げ効果があるという予測を立てているということでございます。

事務局からは以上でございます。

【長谷部主査】 ただいまの事務局からのご説明につきまして、ご質問、ご意見等ございましたらお伺いしたいと存じますが、いかがでございましょうか。根岸委員、お願いします。

【根岸委員】 今、情報通信法制に関する経済効果をご紹介いただきました。それと、情報通信法のイメージ、どういう内容になるかということ、この2つのペーパーの間を、なぜこうなるのか。今の法律ではここまでしかできないが、新法になったらこうなるからこうなるという、そこを埋めていただきたい。この2つだとかなり飛躍があるように思いますので、できましたら、現在の法律のもとではここまでしかできないのだけれども、新法になったらこのようにできるのでこうなる、というような説明が可能であればお示しいただくと、大ざっぱなお示しでも結構でございますけれども、この2つにはちょっと間があるように思いました。

【内藤法制企画室長】 大ざっぱな説明になろうかと思いますが、順にご説明申し上げます。

効果の1つ目、マルチユースの問題でございます。現行の法制というのは、やはり縦割りになっております。別のメディアにコンテンツを流通させるというような場合には、当然、別法人に売るなり、関連企業にするということで、そこに1回ハードルがある。自らの事業として流通させることが難しいのが現状かと思っております。現在想定しております情報通信法というのは、いわゆるメディアサービスという考え方を採用いたしまして、メディアサービス事業者であれば、有

線であろうが、無線であろうが、メディアに関係なくコンテンツを流通させる。要は、途中で行政手続を踏まずに流通させることが可能になるということを前提としますと、マルチユース比率も上がってくるのではないかと考えています。

弊害と言うと怒られそうですが、今、それほど障害なく、うまく流通しているのが音声メディア、音声コンテンツでございまして、映像コンテンツについても同程度のマルチユースが図られるのではないかと考えています。そういう過程のもとに数値を出しているというのが効果の1つ目でございます。

効果の2つ目、放送ECの関係でございます。現状、放送事業というのは、言葉は悪いですが、送りっ放しでございまして、視聴者をそもそも観念しておりません。視聴者管理というのは、著作権、ライセンスの関係以外は把握していないという建前になっておるわけですが、視聴者を管理するようなサービスも、通信・放送という枠組みをなくせば、コンテンツ配信サービスとして一体的に提供できるようになるということを見越しておるわけです。

そうしますと、放送事業者としては、これまではすべてリーチ、いかに大勢の人にコンテンツを届けるかという広告料ベースのビジネスしかできなかったわけですが、これからは視聴者の行動を把握することによりまして、例えば商品の販売に直接貢献するようなビジネスも可能になってくるわけでございます。今で言うインターネットのブログのアフィリエイトみたいな収入も、当然徴収することが可能になってくるだろうと考えています。

企業の場合、広告宣伝費と販売促進費、両方とも狭義の意味ですが、これは別々に支出しておりまして、これまでテレビ局が得ていたのは広告宣伝費のほうでございますが、今後は販売促進費からも収入を得ることができるようになるのではないかと考えています。ちょっと回りくどいですが、そういうイメージで試算をしていると考えています。

最後、端末の関係でございますが、実態をこの場で申し上げるのはなかなかあれなんです、通称、画面が汚れる問題と言われていたような、通信系の事業者と放送系の事業者の間でのディスプレイ表示をめぐるいろいろなあつれき等々でございます。これも制度を一体化して、原則自由にビジネスができるようにすることによって、例えば画面表示もできるだけ柔軟にできるようになるのではないかと考えています。そういったことによって端末の高付加価値化が図られるのではないかと考えています。

そういうことを前提にして数値をつくっていると考えています。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

ほかにはいかがですか。中村委員、お願いします。

【中村専門委員】 コメントを一つと、質問といいますか確認を一つさせていただきたいと思っております。

まず、コメントですけれども、この試算、とても大事だと思います。法律を変えることによって3兆円の新しい市場ができる、ということが新聞の見出しなどにもなるのでしょうけれども、多分、その3兆円が一人歩きしていくことになると思います。問題は、それが大きいのか、小さいかということかと思っております。

十数年前のマルチメディアブームのころ、1990年に情報通信の市場は16兆円だったのが、2010年には123兆円になります、100兆円の新しい市場ができると言っていたことから

見ると随分控えめという感じがします。移動通信は、この10年で新しい市場として成長してきた、10兆円ぐらいの市場がある。そうした大きな、新しい成長分野をもっと見込めないかと感じながら読んでおりました。

今回、総務省でも導入していますユビキタス特区の中には、例えば、モバイルに向けてIPで放送を行って、しかもハードとソフトを別の企業が行うというようなビジネスプランも出てきております。それから、デジタルサイネージを放送で行うというプランも出てきております。つまり、規制を緩めること、あるいは新しいスキームを用意することで、これまで想定していなかった新しいサービスの芽がどんどん出てきている状況であります。

また、新しい場、ステージができると、そこで日本が技術やビジネスモデルのテストベッドとしていろいろなものを試し、それをアジアなどに輸出していく、海外市場を開いていくという長期的な効果も見込まれると思いますが、おそらく今日の試算にはそのようなものはまだ表れていないだろうと思います。

いずれにしろ申し上げたいのは、こうした法体系を見直すという目的は、縦割りを横に直すとか、コンテンツを規制するというのではなくて、こうした新しいサービスとか、豊かな文化を開いていくということをテーマの一つに据えて、設計をしていくことが大事だろうと思いますので、そういった方向性を押さえることが必要だと思います。

それから、確認といいますか質問ですけれども、先ほどの事務局の説明では、コンテンツにしる、放送にしる、市場が大きくなるということですが、その要因と因果関係をもう少しお聞かせいただきたいのですが、要因としては、コンテンツレイヤーのところをいじるからそういう原動力になるのか。あるいは、サービスレイヤーなのか、設備レイヤーなのか、どこのレイヤーの効き目が大きいとご覧になっているのかが一つ。

それから、因果関係で、市場が大きくなるというのは、例えば、電気通信事業法を制定して、通信の自由化をした効果というのは、新規参入が増えて、新しい産業が興ってきたわけですが、そのように新規参入、プレーヤーが増えて新しいものがつくられていくというイメージか、あるいはブルーオーシャンとおっしゃった、新しい領域が拡大していくというイメージか、どういうイメージでご覧になっていますか。それをちょっとお聞きしたいと思います。

【内藤法制企画室長】 事務局でございます。

大きく2ついただいているかと思いますが、まず、どこのレイヤーを変えることが要因なのかということですが、この試算について言いますと、サービスレイヤーをいじることをイメージしてございます。もちろんコンテンツレイヤーに関係してくるわけですが、コンテンツ事業なり、サービスあたりの垣根を取り払うことによる効果ということで試算をしてございます。

新規参入関係の効果でございますが、これは先ほどコメントもちょっと申し上げたんですが、電気通信の自由化の際にも、さまざまな独創性のある新規事業が出てきたわけですが、それと同じようなことが今回の法制見直しによって起きるであろう、あるいは起きるように変えていかなければいけないのですが、恐縮ですが、役人の想像力ではそれを数値化することができなかったということで、比較的イメージしやすい、堅いものだけで効果を計測しているのご理解いただけ

ればと思います。

【長谷部主査】 よろしゅうございましょうか。

その他、いかがでございましょうか。木村委員、お願いします。

【木村専門委員】 1点質問させていただきます。今回の試算は、最終消費財としてハードなりソフトなりサービスの部分を推計されているわけですが、通信・放送系というのは中間投入財としての性格が非常に大きいですし、これから情報の流通を活発化させて、プラットフォームとして機能させることで、人々がそこに関与することでどういう付加価値が生まれてくるのかというところが、実は最も大きなところではないかと認識しております。

パソコン系のネットが5割の状態から6割、7割になっていくことで、外部性を介して拡大していく部分をどう捉えるか。例えば今、私が調査しているものと、50代、60代の女性であっても、高校や大学の同窓生と何十年ぶりにネットを介して会って、それによって再び社会的な行動に出ていくような方がいるんです。ところが、それは現在のネット環境では非常に限られた方しかできない。こうした情報通信法をつくり出すことによって、人々をより多くのネット環境の中に取り込んでいくという部分を含めた、中間投入財としての試算みたいなものも出していただけたらと思うのですが、いかがでしょうか。そこは今回の取りまとめをされる際にどういう視点だったのか。つまり、今回はあくまで最終消費財としての部分だけをやって、波及効果の部分は別途考えられていたのか。それとも、そこはあまりお考えになっていなかったのかをお伺いしたいと思います。

【内藤法制企画室長】 ここで出ているものは1次的な効果でして、単純に産業連関表を回せば2次的な効果は出てくるわけですが、木村委員がおっしゃるような部分は、多分、産業連関表に数字を入れ込んでもおそらく出てこないであろうということでございます。先ほど中村委員の際に申し上げましたように、あくまで堅いところだけをピックアップしたとご理解いただければと思います。

【長谷部主査】 清原委員。

【清原委員】 今回、こうした試算を出していただきましたので、情報通信法制を新たに導入することによって、経済の視点から新たな可能性が国内的にも、あるいは国際的にもあり得るといった一つの視点を提供してくださったと思います。

あわせて、木村委員のご質問とも問題意識が類似するかもしれませんが、これまで具体的にさまざまなユーザーというか、視聴者というか、利用者によるメディアやメディアサービスの利用の実態を尊重するならば、それに対して現在の情報通信法制が適合的かどうかという視点から、それを改めていく方向性があると思います。今回の試算などの場合には、まずはメディア関係の産業界にとって、これからの可能性をより柔軟にはぐくんでいくための法制の変更の意義ということが視点にあると思います。

他方で、一般の私たち利用者が、法制の変更によって、利用者としてだけでなく消費者としても、情報利用度だけではなくて、さまざまなものも含めて流通が活発化するとか、消費者としての立場が向上して質的に有利になっていくとか、そうした「質的な変化」といえることが発生

すると思います。付加価値の問題もあるでしょうし、さまざまな経済関係の中でも参加度が上がるというか、従来あまり主体となり得なかった層がメディア利用の主体となり得るというような、「定性的な部分の変化」というものがあると思います。それが今後、実際に測り得るのかどうかは難しいかもしれませんが、こういう方向性においてプラスになり得るような面が考えられると思うのです。

先ほどから謙虚に、今回どうしても試算ができないので、こういうところの試算にとどめましたと事務局はおっしゃっていたのですけれども、これを検証し、数値化するプロセスで、数値化は現状ではなかなか難しいけれども、この法制を変化させていく中で、むしろこの面でユーザーの立場が向上できるとか、ユーザーの範囲が広がるとか、そういうことを直感的に感じられた部分がおありにあるのではないかと思います。今後、個別に検討していく中で、試算を通じて、今、私が申し上げましたようなところで、何かポジティブな可能性みたいなことでお感じのことがありましたら、遠慮なく言っていただければありがたいと思います。よろしくお願いします。

【長谷部主査】 いかがいたしますか。

【内藤法制企画室長】 数値化につきましては、可能な限り今後も努力してまいりたいと思います。実は、私が直接担当していた際、統計で、ブログなりSNSの市場規模、加入者数の将来予測を3年ほど前に公表したことがあるのですけれども、CGMと言われている消費者、利用者発のビジネスというのは、結果としてやはり私どもの予測を超えた、すごい勢いで発展していったというのがここ数年の実態でございます。そういったこともかんがみ努力はいたしますが、ああいう非常にダイナミックな動きというのは役人の想像力を超えたところがございますので、そのあたりも少しご容赦いただきながら、ちょっと努力はしていきたいと思っております。

【長谷部主査】 村上委員、お願いします。

【村上委員】 先ほど中村委員からインパクト試算のお話が出ましたけれども、例えば、自動車産業みたいなどころへの波及効果を考えますと、ひょっとしたらけたの違うインパクトがあるかもしれないということがございます。こういう試算をやるほうの立場から見ますと、この試算自体は、法制変化の経済効果という非常にチャレンジングなテーマに、説明できる、ぎりぎりのところまで説明しながら数値化しているということでは、非常に価値のあるアプローチだと思います。ただ、今まで構成員の皆さんからご意見が出ましたように、これはおそらく最低限の直接効果をわりと控えめに見たものだと思います。要するに、この数字は少なくとも直接効果で、法制度の変化を3つの視点から計測すると、こういう数字になりました、3兆円になりましたということです。新規産業創出のインパクト、あるいは2次インパクト、3次インパクトを考えますと、おそらくこの数倍、数十倍の可能性があるということだと思います。1ページ目の1行、「情報通信法制の導入は、通信と通信の融合・連携を加速し、少なくとも以下の波及効果が顕在化」のところへ、もう少し制約を入れた慎重な表現をすることが大事なのではないかと。

この試算の対象は本当にぬえのようなもので、試算表としてはどのようにもできるものかもしれません。ですから、これを正確にしていくこと自体の生産性がどのくらいあるのかとも思いますので、むしろ清原委員が言われた定性的なところのインパクトの経路を整理していくことにエ

エネルギーを使ったほうが、作業としては生産的なのではないかと思います。

【長谷部主査】 様々な、非常に有益なご示唆をいただきましたので、そういった示唆を踏まえまして、なお事務局でご努力をお願いできればと思います。

それでは、次の議題、本日の主な議題でございますが、新たな法体系に関する論点についての討議に移らせていただければと存じます

前回の会合では、この論点についての討議は4つのパートに分けて行いまして、そのうちの3番目のパート、資料2の論点で申しますと、第四編のコンテンツ、そして第五編のプラットフォームのパートに関する討議まで進んだかと思えます。ただ、このパートについての審議も若干時間切れという感がございましたので、引き続きこのパートからご議論をいただければと考えております。

そういうわけで、第四編のコンテンツ、そして第五編のプラットフォームにつきまして、引き続きご討議をお願いできればと存じます。いかがでございましょうか。

ア 「第四編 コンテンツ」及び「第五編 プラットフォーム」

【長谷部主査】 村上委員、お願いいたします。

【村上委員】 まず、第四編のコンテンツに関する部分についてですが、現在はこれをメディアサービスとオープンメディアコンテンツと分けています。よく見てみると、概念自体のレイヤーがちょっと違うのではないかと。要するに、コンテンツを取りまとめるのに2つに分けて、サービスとコンテンツという表現をしている。オープンメディアコンテンツとメディアサービスとしています。これは、ひょっとしたらメディアサービスコンテンツとオープンメディアコンテンツなのではないかと思いました。これをどう表現するかについて、今回の検討で整理する必要があると思えます。

【長谷部主査】 今のお話、概念のつくり方と申しますか、コンテンツということで一応の規律をかけるかかけないかを考えていくのであれば、今、村上委員のおっしゃった、概念のとらえ方ということもあり得るのではないかとのご示唆かと思えます。

事務局から、特に何かございますか。

【内藤法制企画室長】 あくまで村上委員おっしゃるようなイメージで、ここは使い分けております。参考資料2の3ページ、これは昨年までの研究会の報告書のポイントを示したものでございますが、オープンメディアコンテンツに対応するものはメディアサービス（のコンテンツ）ということで、言葉は一応使い分けているということでご理解いただければと思います。

【村上委員】 ありがとうございます。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ほかにいかがでございましょうか。村井主査代理は前回ご欠席でしたが。

【村井主査代理】 まず質問させていただきたいと思えます。「メディアサービス」とは、放送のコンテンツという意味ですね。とすれば、オープンメディアコンテンツは、インターネットのコンテンツということになりますか。今のご説明はそのように言葉を使い分けるということですか。

か。

【村上委員】 地上波とその他を含めてのメディアサービスと、インターネットのコンテンツです。

【村井主査代理】 それは放送と通信を分けたということですか。

【村上委員】 私の質問の意味は、オープンメディアコンテンツというものが片方にあります。第四編というのは、メディアサービスのコンテンツにかかわる規律を扱っているのではないかと。であれば、意味合いとしては、これはメディアサービスという表現をしてあるけれども、メディアサービスコンテンツのことですねという確認をさせていただいたのです。通信、放送を分けるということではありません。

【長谷部主査】 村上委員のおっしゃるとおり、放送という概念に特別にこだわっている話ではないと思います。

事務局から特にございますか。

【内藤法制企画室長】 メディアサービス＝放送かどうかというご質問だったかと思うのですが、そもそもメディアサービスの範囲をどうするのかということが資料2の4ページから5ページにかけてございます。メディアサービスの範囲を現状の放送のようなものと定めるのか、今後、新しいサービスが出てくることも踏まえて、より広い定義にするのかといったことも、一応、論点として入っているということです。

【村井主査代理】 わかりました。

主査がせっかく振ってくださったので、申し上げたいことがございます。今のオープンメディアコンテンツ関係でも、表現の自由というキーワードがかなり出てきています。また、他方で、アーキテクチャーといいますか、先ほど木村委員がおっしゃったような、どのような新しいアイデアや創造性が出てくるか、また、その経済効果を予測することは非常に難しいということがあります。ここで重要なことは、概念や体系を変えることによって、人間の創造性はある意味で非常に果てしなく広がっていくという点です。サービスに関しても、コンテンツに関しても、情報通信の基本法であろうと、ユビキタスネット社会の議論であろうと、この点は大変重要だと思います。

そういう意味では、表現の自由という論理に加えて、知識や情報が国民にとって自由に利用できるという概念を明確にするべきでないかと思います。例えば、IT基本法の大原則として位置づけられるべき概念では、すべての国民が情報通信社会への参加ができるというところに目標意識があります。つまり、知識や情報に誰でも自由にアクセスできる環境をどのように作るかという点が非常に大切です。

ここで問題となるのは、このような点を法体系のどこで表現するかということです。一つは、先ほどから触れられているオープンメディアコンテンツの箇所では、その精神が生かされた表現が必要です。さらに総則においても、知識や情報に自由にアクセスできる、あるいはそれを流通する、共有することが自由にできるような基盤をつくるために、この法体系があるのだという原則を明示しておく必要があります。

もっとも、表現の仕方としては、少々強めに表現することも、弱めに表現することもできます。強めに表現する場合には、原則として知識や情報へのアクセスや共有を妨げてはならないとします。従来の放送法などにおいては「通信の秘密」として、このような概念が示されています。人間が自由な創造性を発揮するために知識や情報にアクセスしたり、共有したりする環境を妨げてはならないという点は、アメリカの法律では、インターネット・ニュートラリティーというような概念で、これを担保しようとする提案もあります。自由なアクセスを原則としたうえで、はじめて有害情報や、有害情報対策など、その原則を前提とした考え方の議論が出てくるのです。今回の法体系においても、このような大原則を、表現の自由だけでない表現で明確化することが大事であると考えています。

【長谷部主査】 村井主査代理ご指摘の点、まさに前回もいろいろな委員からご指摘のあったところでございまして、そういう大原則を踏まえた上で、それを個別の制度の中身にどう生かしていくかという形での議論を、往復の形で議論していかなくてはいけないというお話もございました。

第四編のコンテンツ、それからプラットフォームについてですが、特別に加えることはそれほどないということでしたら、國領委員、ございますか。

【國領専門委員】 1点質問と、1点コメントがあるのですけれども、1点目は宿題としていただいた資料3の読み方を教えていただきたいところがございまして、これは新しい法律になったときにはどういう位置づけになるのか。これをオーバーライドする形になるのでしょうか。

【長谷部主査】 これは、サーバー型の放送を見たときの根拠はこうだったという話ですので、今後ずっとこれで行かなくてはいけない、あるいは、この概念自体も引きずっていかなくてはいけないということではない、ということであろうかと思えます。その上で、何かご意見はございますか。

【國領専門委員】 私は、この際、過去のものを少し考え直す機会ではないかと思えます。資料2の5ページ、メディアサービスをどのように類型化すべきかというところに、直接受信される無線通信の送信というような表現は入れないでいいということですね。

【長谷部主査】 入れないということでもいいかどうかも含めてご議論を、ということなのですが。

【國領専門委員】 わかりました。そのポジションについては、また改めて表明させていただいてよろしいですか。

【長谷部主査】 今、いかがですか。

【國領専門委員】 私は、これはちょっと不自然かと思っています。今のサーバー型の、特に蓄積型のものを放送と切るのはちょっと不自然なので、この際、きれいにするといいのではないかと思っているというのが論点の1つ目です。

もう一つ、コメントですけれども、私、委員会から議論に参加させていただいているので、ピントがずれていたら恐縮なのですが、プラットフォームの件については非常に議論が分かれたと伺っておりまして、それこそ経団連なんかは、ここに規制が入るのではないかと警戒され

ているところがあると承っています。参考資料1を改めて拝見して、第五編と書いてあるところを見ても、結局のところCS放送のことしか書いていないので、これくらいの軽い話でしたら、むしろ第四編のメディアサービスの中で位置づけたほうがいいのではないかと考えております。

【長谷部主査】 別の編をつくるほどの話でもあるまいという話でございませうか。

【國領専門委員】 と思います。

【長谷部主査】 村上委員。

【村上委員】 今のご意見ですけれども、現在ある議論は、有料放送の管理業務が既にプラットフォームと規定されていますので、それを今の体系の中でどう扱うかということだということだといのか、ということだと思ひます。報告書の作成過程の議論では、課金とか決済、電子マネーの機能、我々の言い方でいくとプラットフォームがたくさん生まれてきています。それを伝送サービスの一部であるとするのであれば、そういう扱い方もできるのですけれども、決済だとか電子マネーの機能はこれからどんどん重要になるし、問題もたくさん出てくる領域だと思ひます。それに情報通信の規律と、金融サービスとしての規律や、DRM的な意味合いを持った規律も絡んでくる。そういう中で、情報通信としてのファンクションに対する規律の考え方はどういふものであるべきかというよふな議論はもう少しあつてもいいのではないかと私は思ひます。

ですから、これはこれで終わりということではなくて、もう少し議論を行うべきなのではないか。青で書いてあるところが、むしろ前の報告書の結論だつたと思ひます。それをどこまで拡大していくかは、これからの議論だと思ひます。

【長谷部主査】 いかでございませうか。何か特にございませうか。

【國領専門委員】 そういう意味では、先回りして言う必要はないのではないかと論点の一つと、もう一つはあまり学術的な議論をしたくもないのですけれども、メディアという概念そのものが情報流通のプラットフォームだつたりしますよね。なので、プラットフォームの考え方はメディアの中にもう既に入つているということ。

それから、今、決済のことでおっしゃつたのはいいのですけれども、その論理から展開すると、オンラインバンキングのネットワークというの、プラットフォームサービスとしてこの中に取り込むのですかという話になってきますよね。これはもうちょっと言うと、ネットワークの中に機能を持つのか、ネットワークの外に機能を出すのかという話ともつながつてきて、だんだんややこしくはなつてくるのです。通信を使つてつくる商品売買のプラットフォームなどは、基本的に通信の外側にあるものだと考えたほうが、私はすつきり行くと思ひます。

【村上委員】 そのときに、例えば、オンラインバンキングが携帯電話事業の欠くべからざるビジネスモデルの要素になるのであれば、電子マネーは実際そういうふうになつていふわけですが、今でも扱つていいものではないか。もちろん、メディア全体がプラットフォームということですが、そういう意味ではいろいろなレイヤーがあるわけで、もう少し下位のレイヤーのプラットフォームの話だと思ひます。伝送サービスの一部に含まれていふものを切り出してやつたほうがダイナミックなビジネスができるよふになるのか、それは伝送サービスの一部という解釈で体系ができたよふがいいのかという話だと思ひますので、メディアはプラットフォーム

なのですけれども、そこで判断を停止する必要はないのではないかと、私は今も思っています。

【長谷部主査】 これは、おそらくいろいろなお考えがあり得るところだと思います。それから、今のご議論からも明確になりました、プラットフォームという概念自体が実はかなり多義的なところがございます。論点案で念頭に置かれているプラットフォームというのは、メディアサービス事業者との関係を仲介する事業としてのプラットフォームのことを、少なくとも典型的には念頭に置いている話だと思いますが、本当にそういう概念でいいのか。そして、仮に規制について検討をするとして、どの範囲にかぶせていくことを検討するのかということも含めて、これはまだまだ議論を進めなくてはいけないことかと思えます。

それで、今のご議論も、実は次のパートの話に中身としては若干入っているような気もいたしますので、できましたら、時間の関係もございますので、次のパートといたしまして第六編、情報通信に関する利用者の保護以降、これは目次でございまして情報通信に関する利用者の保護、特別な法人等——NTT、NHKに関する規定、それから附則も含んでということですが、このパートにつきましてのご議論をちょうだいできればと存じますが、いかがでございましょうか。

【根岸委員】 ちょっとすみません、申しわけありません。そこへ行く前に、今、議論しているのはレイヤーを分けて、レイヤーの中のどういうルールをつくるかという話をしているわけですね。しかし、前の報告書のポイントの中にレイヤー間の規律というものもあるわけです。これをどうするかということも論点だろうと思うのですが、情報通信法のイメージではどこに入るか。入っていないのかもわかりませんし、これから考えるのかもしれないませんが、報告書のポイントの5ページを見ますと、プラットフォームのことにレイヤーのことが書いてありまして、プラットフォームの話は、この前、どうしてこうなったかという話はお聞きしたわけですが、同じようなことでレイヤー間の規律ということも多分あるのだろうと思うのです。

私、競争法をやっているもので、何もないわけではない、もちろん独禁法の話はあるわけです。もし問題があれば独禁法でやるという話もあるわけで、独禁法でやるというなら基本的には自由です。これが公正な競争を害するというときに、それを規制しますというアドホックで事後的なものですよね。でも、ここで考えているのは多分そういうわけではなくて、情報通信法というのは、ある種事前というか、あらかじめ何か考えようというようなことを考えているのだろうと思うのです。

このプラットフォームの話もそうだし、レイヤー間の規律の在り方も、この前の報告書はどういう議論をして、どういう方向にあるのか、あるいは難しいので指摘したということになっていくと思います。レイヤー間の規律の在り方で書いてあるのは、独禁法という観点からは限界があるようなことも書いてあるわけです。公正な競争の促進だけだったら、多分、独禁法でも可能かもしれないけれども、それでも限界があると思います。でも、ほかの問題もあって、それは独禁法だけでは無理のような気がします。要するに、情報通信法のイメージと書いてあって、レイヤー内の問題とレイヤー間の問題があって、レイヤー間というのはどういうふうに議論するかということなんです。

【長谷部主査】 では、事務局、その一点に限ってお願いできますか。

【内藤法制企画室長】 レイヤー間の規律につきましては、この資料には特出しをしておらないわけでございます。理由は、研究会の報告書に出た、原則レイヤーを越えた事業展開は自由、ただし、例外的に公正競争促進等の観点から一定の、ということでありましたので、一つの考え方ということで紛争処理委員会の機能、現状は伝送サービスレイヤーの中の事業者間紛争をやっているものでございますが、その機能をレイヤーをまたいだ事業者間紛争にも拡大すべきではないかという論点を、レイヤー間とはスペシャライズはしていないのですけれども、ご提案申し上げているということでございます。

【長谷部主査】 よろしゅうございますか。

【根岸委員】 紛争処理委員会に任せるということはもちろんよくわかりますが、多分、手放して紛争処理委員会に任せるといかにないので、ある種のルールというか、それを法でやるかどうかは別にして、何かないと紛争処理委員会でも困ってしまうという問題があるのではないかと思います。

【長谷部主査】 おっしゃるとおりです。

舟田委員、お願いします。

【舟田専門委員】 報告書でいきますと、31ページからレイヤー間の規律の在り方がいろいろ書いてあるわけです。例えば、今のNTTの第一種設備についてはどこでやるかということ、レイヤーでいきますと、前回、私も言いましたけれども、第二編の伝送設備に入れるか、それとも第三編の伝送サービスに入れて、そこでNTTの接続義務をかける。したがって、設備に入れた場合でも、その規制の具体的な対象はレイヤー間の規律ということになるわけです。それぞれのレイヤーにおさめますけれども、おさめられた規律の中身は、場合によってはレイヤー間のことを考えた規律ということになるのではないかと思います。

【根岸委員】 そういうやり方でやれる問題はあるかもしれないけれども、やれない問題もおそらくありますよね。

【舟田専門委員】 やれない問題として、報告書の31ページにはマストキャリアー、マストオフターの制度が出ています。これは先ほどの國領委員の話にもかかるのですけれども、例えば、ケーブルテレビは、自分が30チャンネルしか持っていない場合、メディアサービス事業者から選ぶわけです。どの事業者を再送信しようかと選ぶ機能を持っています。それを視聴者、ケーブルの契約事業者に届けますから、これはまさにプラットフォーム、私は共通業務基盤と、つまり、メディアサービス事業者がたくさんいて、それを束ねて、その中から、あなたをケーブルのエンドユーザーとの取引につないであげましょうというのがプラットフォーム事業者ですから、ケーブル事業者というのはまさにプラットフォーム事業者なのです。現在は、自由の取引ですから規制はありません。ですから、自分で選べることになっています。そこで、どなたかがおっしゃった独占力の問題からきていると私は思っているのですけれども、もし、それを入れるとしたらプラットフォームのところしか入らないです。しかし、いろいろ議論して、議論しなかった点もありますが、携帯のプラットフォームについても有線テレビジョン放送法上の、今のようなプラットフォーム機能についても一種の規制強化になる。そこで、いわば自由な取引にゆだねようと何

となくなっているのではないかと思います。ですから、今のところCSのスカパーしか出ていないということではないでしょうか。

【長谷部主査】 研究会では、とにかく規制をかけないと結論を出したわけではなくて、それについて検討しましょうということだったと思います。それから、根岸委員ご指摘のとおり、独禁法規制ではちょっと手に負えないような話、例えば、マスメディアに関する集中排除は民主的な立法過程自体に影響力を持つ話でございます。これはやはり独自の観点が必要です。そういったことがいろいろなところに出てくる。それは前提の上での話かと思えます。

いかがでしょう、次のパートに移ってよろしゅうございますか。

情報通信に関する利用者の保護等に関する点です。長田委員、お願いいたします。

イ 「第六編 情報通信に関する利用者の保護」以降

【長田委員】 初めに、利用者保護という表現なのですが、情報通信の分野において様々な消費者問題が非常に起きているというのは、もう現実でございます。その中で、消費者基本法の検討のときにもよく出ておりました言葉ですけれども、情報量の格差、それから交渉力の格差、消費者と事業者との問題というのは非常に大きな格差があって、だから消費者の権利の実現のためには国としても支援をしなければいけないということになっているわけですけれども、利用者の保護という表現だけになってしまうと、消費者保護の部分が少し緩くなるのではないかとというのが私の感覚です。

今回、もし論点として整理していただくのであれば、①の電気通信事業法の規定をメディアサービスなど情報通信サービス全体に適用するように拡充するという表現にとどまらずに、もう少し広い範囲で、報告書には書いていただいているのですが、消費者の権利実現ぐらまで少し広げて、現在ある規定だけでは多分足りないだろうと思えますので、そこはもう少し幅広く議論をしていただきたいということと、利用者保護の問題と消費者保護の問題も少し検討した上で、どういうものが必要か整理をしていただければと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございました。

ほかにはいかがでございましょうか。大谷委員、お願いします。

【大谷委員】 今日配付していただいた経済効果の資料の1ページにくしくも書かれていたのですが、個人の行動の捕捉度について小から大までであるということで、新しい情報通信法制を導入することによって、今までのサービスからの垣根が取り払われることになって、通信をやりながら放送を行う事業者も当然出てくるということだったと思います。

たまたま放送と通信の個人情報保護のガイドラインづくりに参画させていただいた経験からして、今まで通信の世界での利用者保護の考え方、通信の目的だけに使う、それから放送における視聴者保護の考え方についても、放送は極めて限られた目的に使うといったことをコンセンサスにしながら、さまざまなガイドラインづくりをしてきました。これから新たに拡充されるサービス、これは実際のサービスの利用者にとっても非常に多様な選択肢に恵まれるという点で、必ずしも副作用の面だけ見るわけにはいかないとは思っておりますけれども、購買行動ですとか視聴

履歴、それからコンテンツの利用場所も含めて、これはさまざまな業態であり、今までは通信にとどまると思っていたところが、放送に適用され、あるいはそうではない伝送設備といったところにまで拡大していく。要するに、一つの事業者が多数、複数のレイヤーサービスも実施するということになると、消費者であり、利用者であり、視聴者でありといった方にとって、予測のつかない形で利用される可能性が高まっていると思っております。

こういったことについて、情報通信の新法制の中で対処するのが適切なのか、それとも別な対応が必要なのか、それはここで早急に結論を出すことではないとは思っておりますけれども、やはり若干の副作用も発生するという前提で、どんな副作用が生じるのかといった問題点の洗い出しを、やはり前段階で進めていく必要があるのではないかと思います。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

清原委員、お願いします。

【清原委員】 ただいまのご意見と連動するというか重なると思うのですが、私たち自治体の場合でも、例えば電子納税であるとか、電子的に住民、市民の皆様とやりとりをするという可能性については、電子自治体の発展、向上という意味で努力をさせていただいております。そこで、このような情報のやりとりだけではなくて、購買行動であるとか、今、申しあげました電子自治体や電子政府とのやりとりがなされていく場合に、やはり「個人を特定する」ということは大変重要ですし、また「認証」していくことも重要なこととなります。

けれども、私も大谷委員と同様、ちょっとひっかかった表現があります。今回の経済効果の試算では「個人行動捕捉度」という表現があるわけです。個人の行動が捕捉されてしまうということについては、やはり違和感を持つ方が大半ではないでしょうか。これは個人行動を捕捉したいと思う方にとっては有効な機能のように見えるかもしれませんが、表現の自由を尊重し、知識と情報の自由で創造的な流通、活用、そして人間社会における創造性を尊重すると同時に、やはり個人の尊厳とか、人権とか、そうしたことを尊重するという立場に立つときには、だれの視点に立って表現をするかということが用語法にも問われてくると思うのです。

そういう意味で、先ほども「利用者」という表現がいいのか、「消費者」という表現がいいのかという問題提起もありましたけれども、私たち自治体の立場ですと、ある場合は「納税者」でもあります。すなわち、様々なサービスを利用する権利をお持ちの住民の皆様、国民の皆様という観点からしたときには、やはりより自由度が増しつつも、「個人情報」という表現よりも「プライバシー」と言うほうがいいかもしれませんが、ご本人が知られたくないと思っていることについては、それが守られる仕組みが求められています。そのことがおそらく広い意味で第六編の「情報通信に関する利用者の保護」、そして保護をすることによって守られるべき自由な情報流通であり、メディアを媒介とした行動であるというようなことが、本法の精神として、最初の総則のあたりから流れてきて、ここの部分で象徴的に示されるのではないかと思います。私は、今、お二人の委員がおっしゃったこととつながる部分で、自治体関係者として、電子自治体や電子政府等を進めていく上でも通信と放送の融合が有効だと思うものですから、そうした配慮が第六編のところで十分なされる方向を検討していきたいと考えました。

以上です。

【長谷部主査】 大変重要なご指摘で、捕捉からの自由ということも大変重要ですし、他方で情報の自由な流通、利用でありますとか、安全の確保ということからすると、それと対立するような形の考慮ということも、当然、考えなくてはいけないということもあろうかと思えます。

岡田委員、何かご意見ございませんか。

【岡田専門委員】 私は電子マネーをずっと見てきたのですが、電子マネーというのは履歴を使って便利にするサービスと、より匿名性を提供して安心感を提供するサービス、この2つがそれぞれ得意技を生かして発展してきました。

インターネットの世界では、どちらかという匿名性の保たれるような電子マネーが好んで使われ始めています。一方、新たにテレビのようなものが課金されるようになっていくときに、どちらが発展していくのだろう。どちらかというのは、テレビの製造番号がわかっている、設置場所もわかっている、どういう職業の人かもわかっている、それに合わせたコンテンツを出すというサービスなのか。それとも、電子マネーのような、テレビの画面にタッチすると画面のものが購入できるという、匿名性を保ったものが発展していくのか。それは、まさにコンテンツの種類と、端末の種類と、その人がどのくらい自分の名前を出したいと思うかという組み合わせで、いろいろなパターンができていくと思うのですが、大事なことは、今、ここでどのくらい自分の名前を出したいと利用者が選べるようになっていくことが大事なのではないかと考えています。

【長谷部主査】 どうもありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。長田委員、お願いします。

【長田委員】 皆さんのお話を伺っていてもう一つ思いましたのは、放送で特に最近思いますけれども、見る側にとって広告なのか番組なのか、番組の中にたまたま登場しているものなのかが判然としない状況になってきています。それは、多分、ますますそうになっていくだろう。そのことが新たな経済市場を生み出していくのだと思いますけれども、そのことで消費者が受ける影響もまた大きいと思いますので、そこも一つ議論していただきたいと思います。

先ほどお話が出てきましたけれども、視聴者の購買行動、履歴の捕捉ということに関しては、それは使い方によっては思想の捕捉であったり、考え方の捕捉も可能だとも読めてしまいますので、やはり表現は注意をしていくべきだろうと思いますし、仕組みや法律の在り方についても十分な配慮が必要だろうと思います。

【長谷部主査】 國領委員、お願いします。

【國領専門委員】 また質問1件と意見が1件なのですけれども、ちょっとわからなくなってしまったところがありまして、第六編については伝送サービスとメディアサービス等の利用者保護のための規定と書いてあるわけですが、実を言うと第三編とか第四編にも利用者保護と書いてあるわけなので、ここに新たに何を想定されているのかがわからなくなってしまったのですが。

【長谷部主査】 それがお質問ですか。

【國領専門委員】 質問です。

【長谷部主査】 一応それでお願いできますか。

【内藤法制企画室長】 当然、利用者保護の規定については重複はあろうかと思えます。重要事項説明なり、苦情処理という部分は、情報通信サービス共通に適用するのであれば、第三編、第四編から切り出して、独立に規定を置くべきではないかという問題意識で、別の編に論点として提案をしているとご理解いただければと思います。

【長谷部主査】 ご意見は。

【國領専門委員】 意見のほうですけれども、消費者とか、プロシューマーではないですけれども、ネットワークの世界はだれが提供者で、だれが消費者かがどんどんわからなくなっている世界だという基本認識を持っておくべきではないかと思っています。

その上で、これはやや現状批判になってしまっていて恐縮なのですが、あくまでも事業者と消費者というモデルで、事業者のほうをぎゅうぎゅう締めるようなやり方で守ろうと思っても、多分守り切れない。害悪は消費者同士で及ぼし合っていたりするところもありますので、事業者にすべての責任を覆いかぶせて絞っても、問題は解決しないし、イノベーションを殺すばかりだと思っています。ここの決め方についてはその論点をよく考えるべきだと思います。

【長谷部主査】 おっしゃるとおりで、何でもかんでも事業者に対する法規制ということではできないことが多いと思います。教育啓発活動も必要ですし、自主規制にゆだねる部分もあり、様々なアプローチを考えていかななくてはいけないと思います。

利用者保護にかかわるほか、第七編や附則も含めてご議論をお願いできればと思うのですが、特に強いご発言はないでしょうか。資料2にあるとおりの論点があるということ自体は、認識を共有していただいていると思いますが。

そういたしましたら、改めて全体を通してのご議論をいただく時間をとれればと思います。と申しますのは、前回ご欠席の方もいらっしゃいまして、まだ本日も発言のない安藤委員、それから藤沢委員、何かございませんでしょうか。

藤沢委員、お願いいたします。

ウ 全体を通して

【藤沢専門委員】 お気遣いいただきありがとうございます。

今の議論の中で少しだけ感じたことを一つ申し上げて、あと、私の認識がちょっと間違えているかもしれないので、それも含めて教えていただきたいことが一つ、以上2点あります。

一つは、今の捕捉の問題等に関しましては、國領委員おっしゃることには全く共感するところがありまして、とにかくデータを捕捉されたくないという感覚から保護を考えていくと、多分、何もできなくなってしまうと思いますので、捕捉されることを前提にして、そのデータをどう使われるかという使うところを少し考えていく。いけない使い方に関してはどういう罰則を考えるかという、出口のところを少し締めるという視点も必要なのではないかと、聞いていて感じたところです。

もう一つですけれども、どこの議論なのか私にはちょっとよくわからないのですが、公平な競

争ということがいつも言われている中で、コンテンツをつくっている人たちを現状で見ていると大変立場が弱いのです。いろいろなコンテンツをつくっているのですが、プラットフォーム間というのでしょうか、メディア間というのでしょうか、そこで自由に自分たちのものを流通させる権利はあまりないような気がしていて、そういう人たちが自由に自分たちのコンテンツを流通させることができるようにするには、一体何が必要なのだろうか。かつ、いろいろなメディアをきちんと第三者が見て、評価できるような指標というのは一体何なのだろうか、とても疑問に感じているところです。

例えば、テレビにおいては、一般の地上波があり、CSがあり、デジタル放送があり、そしてインターネットテレビなどがあるのですけれども、そこでコンテンツ業者がコンテンツをつくるときには、広告費という形でスポンサーから入ってきたお金の一部を使うことになるのでしょうか、それは必ずしもコンテンツがきちんと評価されて、金額が決まっているのではなくて、メディアの価値が決められているような気がするのです。では、メディアの価値が決められているときに、それぞれのメディアを横並びで評価する軸は何なのだろうかと素朴に感じるころです。視聴率があるのですが、すべてのメディアに視聴率があるのかと考えると、あるようでないような気もします。多分、これからデジタル化されると、デジタルを通して視聴されるものに関しては視聴率とか、それこそいろいろなデータが捕捉されるようになると思うのですが、メディアの価値、コンテンツの価値を評価する組織なり基準については、この法律の中で検討すべきことなのかどうかも含めて、ちょっとわかりにくい話かと思うのですけれども、申し上げたいと思います。

【長谷部主査】 直接ではないけれども、論点としてメディアサービスの中の切り分けをどう考えるかというところと間接的に関連はしているかと思います。

安藤委員はいかがでございますか。

【安藤専門委員】 前回欠席したものですから、資料2、論点の青字のところ、特に私、電波に関係したところで有効活用に携わってきて、ここに書いてある記述を見て感じたことをちょっと申し上げますと、資料2の3ページの上のほうにあります、伝送設備の中で電波だけかぎ括弧で書いてあること自身、やはり特殊だということを表しているのですけれども、電波法とか何かでいろいろ議論してきた中身というのは、多分、電波の持っている物理的な性質ですけれども、多くの人にたくさん伝えることができるということをいかに徹底していくか。逆に、秘密を守りながら、多くの人々が個別の通信をできるようにするのにどうしたらいいかという、技術的な議論がいまだに中心の話題ではあるのです。どうやってルールをつくって電波を使っていくか。それは限りあるパイプなものですから、100年以上使える電波は決まっているようなところがありまして、少しでも増やそうという技術的な進展をいかに法律に、毎年、最新の技術を入れては少しずつ太くして、太くなったものをどうやって使っていくかという議論をずっとしてきました。

例えば、先ほど議論ありましたサーバー型のコンテンツと、もしかしたらリニアサービスというの、電波が有限であることを考えるとサーバー型というのはそれに対する一つの抜本的な方法になり得るのです。ですから、コンテンツだけではなくて、電波が細いということに対する一

つの答えにもなるという意味で、ある意味ではすべてのことを技術に置き直して見る事ができるぐらい、ハードに非常に近い議論をしてきました。

そういう観点で今回出てきた青い文字のところを見ますと、一時的に利用していないところをほかのものにも使えるようにというのは、まさに今、技術で、皆さんそれをどうやってやろうかと。コグニティブ無線なんていうのはまさにそうです。場合によっては、有線と無線も合わせて、空いているところを使おうという技術で議論しています。そういう意味では、法律がいろいろ姿を変えても、議論の中心になるところはなかなか変わらないところがあるだろうと、ここを見ていました。

ただ、今回、論点にいろいろ書いているものと一緒に議論がなかなかできないということで、私も声が出せずにいたのですけれども、とにかく電波を使うときには、だれかが使えば必ずだれかが使えなくなる。これはもうしょうがないのです。ですから、少しでも多くの人が使えようになら、あるべき姿を探っていくというのはすごく難しいなど、答えにならないのですけれども、ちょっと感じました。私、伝送というところだけで感じたことを述べましたけれども、時代が変わってもそれはずっと続くしがらみではあると思っています。

ちょっとコメントになってしまいましたが。

【長谷部主査】 ありがとうございます。

大変活発なご議論をいただいたところではございますが、時間の関係で、申しわけありませんが、本日の議論はここまでにさせていただければと存じます。

前回、そして本日の会合で、様々貴重なご意見をちょうだいいたしました。今後さらに具体的に議論を進めるに当たりまして、ここらあたりで重要な論点とは一体どういうものであるか、そして、今後それについて、どういう方向という方向だけですが、検討を進めていくべきかに関しまして、ちょっと整理をさせていただければと考えております。もちろん、今までちょうだいたご意見、十分に踏まえた上で、またご欠席の委員の先生方に関しましてもご意見を伺った上で、私のほうで事務局と相談をしながら中間論点の整理案というものを作成いたしまして、次回の会合、6月9日になりますが、こちらに提示をさせていただければと考えておりますが、そういうことでよろしゅうございますでしょうか。

【長田委員】 それは結構なのですが、一つだけ、前にヒアリングで経団連がおっしゃっていましたが行政組織の在り方というのはここでは議論しないのでしょうか。

【長谷部主査】 行政組織の在り方は、紛争処理の組織の在り方という形では、非常に具体的な例としては議論したわけですが、それについてさらにというご意見でございましょうか。

【長田委員】 独立行政委員会というご提案があったわけですが、そのことについては議論しないのでしょうか。

【長谷部主査】 強いご意見がございましたら、その点も含めてということは十分考えられるかと思えます。

では、今、いただいた意見も含めまして、こちらのほうで整理案をつくらせていただきまして、次回の会合に提示するという事でお願いできればと思います。

最後に、事務局のほうで何かございますでしょうか。

【内藤法制企画室長】 今、主査からご提案のありました論点整理に関しまして、本日いただいたご意見の確認等を事前にさせていただくこともあろうかと思っておりますので、恐縮ですが、お願いできればと思います。

あとは、本日、時間がちょっと足りなかったということで、間に合わなかったようなご意見については後ほど事務局までお寄せいただければと思います。

以上でございます。

(3) 次回会合、閉会

【長谷部主査】 次回の第5回会合でございますが、日時は6月9日月曜日、17時、午後5時から予定をしております。

それでは、これもちまして通信・放送の総合的な法体系に関する検討委員会（第4回）、閉会をいたします。本日は貴重なご議論をいただきまして、どうもありがとうございました。

以 上